

歴史公文書等選別基準（案）

1 選別方針

歴史公文書等は、市民と共有されるものであり、これによって市政を促進し、また市民の文化的生活に寄与するなど、知的資源として重要な役割を持つので、その選別とは偏りがなく、客観性を持って行うものとする。

2 選別基準

歴史公文書等として選別すべき公文書等は、以下の（１）及び（２）のいずれかに該当する公文書等とし、個別の公文書に対する判断基準は、別表１のとおりとする。

- （１）市民生活や市の様子が跡付けられる公文書等
- （２）市政の活動が跡付けられる公文書等

別表 1

番号	選別基準（公文書等の区分）
1	総合計画及び基本方針に関するもの
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
3	廃置分合、境界変更及び名称変更に関するもの
4	市の沿革に関するもの
5	条例、規則、訓令及び特に重要な要綱等の制定及び改廃に関するもの
6	議案、報告その他市議会に関するもので特に重要なもの
7	叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの
8	附属機関、諮問及び答申に関するもの
9	市長の事務引継ぎ等に関するもの
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
11	公有財産の取得、処分等に関するもの
12	予算及び決算に関するもので重要なもの
13	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
14	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
15	訴訟等に関するもので重要なもの
16	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
17	不服申立てに関するもので重要なもの
18	調査、研究、統計等に関するもので重要なもの
19	各種制度又は組織の新設及び改廃に関するもの
20	史跡、文化財等に関するもの
21	行事、儀式、事件及び災害に関するもので重要なもの
22	その他歴史的価値があると認めるもの

